

昼間コースから夜間主コースへのコース変更に関する申合せ

平成20年3月13日制定

(目的)

第1条 この申合せは、学則第36条の2第2項の規定に基づき、生活の困窮により学業の継続に困難を来している昼間コースの学生（私費外国人特別選抜により入学した学生を除く。以下同じ。）を救済するために夜間主コースへの変更（以下「コース変更」という。）を認める場合に必要な事項を定める。

(申請)

第2条 コース変更を希望する昼間コースの学生は、別に定める様式に従い、コース変更の申請書を学長に提出しなければならない（以下当該学生を「申請者」という。）。

(要件)

第3条 コース変更は、次の事項に該当する場合に、これを認める。

- (1) 申請者が、生活に困窮し、授業料の支払いが困難なため、除籍の対象となり又はそのおそれがあること。
- (2) 申請者に学業を継続する意思及びその見込みが認められること。

(手続)

第4条 教育担当副学長及び教務委員会委員長は、申請者に対して面接を行い、前条に定める要件に該当すると認めるときは、教務委員会に申請者のコース変更を提案する。
2 教務委員会は、前項の提案が相当と認めるときは、既習得単位の再認定、研究指導の取り扱いその他コース変更に関わる履修上必要な事項を判断した上で、コース変更を学部教授会に提案する。

(時期等)

第5条 コース変更を認める時期は、4月又は10月とする。
2 10月にコース変更をする場合には、小樽商科大学履修方法等に関する規則第7条の規定にかかわらず、申請者について後期からの履修の取消又は履修の変更を認める。

(その他)

第6条 この申合せに定めるもののほか、コース変更に関する必要な事項は、教務委員会が別に定める。

附 則

この申し合わせは、平成20年4月1日から施行する。